

第164回 労働法研究会

改正育児・介護休業法&改正男女雇用機会均等法 解説セミナー

来年（平成29年）の1月1日に、改正育児・介護休業法と改正男女雇用機会均等法が施行されます。改正育児法では、介護離職防止に向けた制度の整備や、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和されます。さらに両法律において、上司や同僚が職場で、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じることが新たに義務付けられます。法律施行日までに労使協定や就業規則の見直し等、事業主には適切な対応が求められることから、事業主や人事労務担当者がおさえておくべき留意事項等について詳しく解説をいただきます。

日時 平成28年9月27日(火)
14:00 ~ 16:00 (受付開始:13:30~)

場所 産業貿易センタービル地下1階 B102号
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービルB1F

講師 神奈川県労働局雇用環境・均等部長
池田 真澄氏

参加費 労働法研究会員 : 無料
当協会会員 : ¥3,000
非会員 : ¥5,000

講義内容 (予定概要)

1. 介護離職防止に向けた、介護休業の分割取得や介護休暇の半日単位取得、介護のための所定外労働の免除等について
2. 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和等について
3. 妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント防止措置等について
4. その他、質疑応答

※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。
※すべてテキスト代・消費税込み

【申込方法】 下記申込書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。
【定員】 90名。定員になり次第締め切らせていただきますので、お早目にお申し込みください。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。

会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087 平成28年 月 日
×切: 9月23日(金) 第164回 労働法研究会 <9/27(火)> 参加申込書 hp

会社名		事業所名		いずれか該当に○印	
				労働法研究会員・会員・非会員	
住所		TEL		FAX	
〒					
申込者氏名		申込者所属役職		申込者E-mail	
参加者氏名		参加者ふりがな		参加者所属	
				参加者役職	

上記の通り、名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。
【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)